

国住経法第 50 号  
国住生第 361 号  
国住指第 576 号  
令和 8 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿  
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿  
公益社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局住宅経済・法制課長  
(公印省略)

住宅生産課長  
(公印省略)

建築指導課長  
(公印省略)

「認定長期優良住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 13 項第 2 号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」の一部改正について

今般、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の一部が改正され、認定長期優良住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用期限が延長されたこと等を踏まえ、本通知の一部を別紙の通り改正することにいたしました。

つきましては、別紙の内容について十分ご留意していただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。